


転出する方の貸付償還について(共済組合)

転出先		償還方法	手続き
平成30年4月1日付けで転出する方	地方職員共済組合 青森県支部 (知事部局等)	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 次の(1)から(3)のうち、いずれかを選択してください。 </div> <p>(1) 自己資金で一括償還する。 4月に振込用紙をお送りします。</p> <p>(2) 転出先の共済組合で借り受けた資金で一括償還する。 4月に残高証明書及び振込用紙をお送りします。</p> <p>(3) 徴収嘱託制度で当共済組合への償還を継続する。 概ね5年以内に当共済組合に戻る可能性があり、本人が希望する場合は、転出先の共済組合が給与から償還金を控除し、当共済組合へ送金する制度です。</p> <p style="color: red;">※最長5年間。5年経過時に当共済組合に再度転入しない場合は、全額償還となります。</p>	<p>手続き用紙「借受人転出届出書」等を3月上旬に所属所あてに公文書で送付します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>異動発表後、期日までに支部へ提出してください。</p>
	青森県市町村職員共済組合 (市町村教育委員会等)		
	警察共済組合 青森県支部 (県警等)		
	国家公務員共済組合 その他の共済組合 (弘前大学附属学校等)	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 上記の償還方法(1)、(2)のどちらかを選択してください。 </div> <p style="color: red;">ただし、概ね5年以内に当共済組合に戻る可能性のある方で、団体信用生命保険に加入している貸付けを有している方は、個人払いにより当共済組合への償還を継続することができます。</p>	
公立学校共済組合 の他支部 (他都道府県の学校等)	<p>転出先の支部で引き続き償還していただきます。</p>	<p style="text-align: center;">不 要</p>	

《団体信用生命保険ご加入中の方へ》

貸付金の完済をもって自動脱退となります。保険料に未経過分がある場合は、保険会社から還付されますので、それまでは保険料の引落口座を解約しないようお願いします。